

【注射用カリウム製剤】

いやくひんとう なまえ いっぽんめい 医薬品等の名前（一般名）	ちゅうしゃよう せいざい 注射用カリウム製剤
しんりょうか 診療科	すべての診療科（集中治療部門・手術室）
ぶんるい 分類	てきおうがいしよう 適応外使用
しょうもくてき 使用の目的	てんがぶんしよ きさい のうど 添付文書に記載の濃度（1Lあたり40mEq）で治療が難しい低カリウム血症の治療を目的として使用します。
つかかた 使い方	げんじゅう 嚴重にモニタリングしながら、シリンジポンプまたは輸液ポンプを用いて必要に応じたより高い濃度（1mLあたり0.5mEq以下）で使用します。
しょうにんび 承認日	2023年3月30日

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、おかけの診療科・医師にご相談ください。

【添付文書について】

医薬品および医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された用法で使用することが求められています。この定められた用法などを記載したものは添付文書といわれます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療用医薬品情報検索サイトで確認できます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>